

公費による学費等の補助制度について

国や県が主体で行っている家庭の教育費負担を減らすための学費等の補助は、以下の 4 つになります。これらの補助については給付型のため返済の必要はありません。

1. 高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金とは、家庭の授業料負担を軽くするため国が支援する制度です。授業料のうち所得に応じて月額 9,900 円から 24,750 円の金額が支給されます。

2. 授業料減免事業

授業料減免事業とは、高等学校等就学支援金とは別に茨城県が低所得世帯（保護者全員の市民税と県民税の所得割額合算が 257,500 円未満の世帯）に対して、授業料のうち月額 150 円から 10,150 円の金額を補助する制度になります。

3. 入学金軽減事業

入学金軽減事業とは、茨城県が低所得世帯（保護者全員の市民税と県民税の所得割額合算が 257,500 円未満の世帯）に対して、入学金のうち 48,000 円から 96,000 円の金額を補助する制度になります。

4. 高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金とは、授業料以外の教材費等の負担を軽減するための県の制度になります。保護者全員の市民税と県民税が非課税の世帯が対象になり、世帯の兄弟姉妹の人数に応じて年額 52,600 円から 138,000 円の給付金が支給されます。

※本校独自の奨学金制度として、学業成績やスポーツ技能及び人物が優れている生徒に対して奨学金を支給しております。詳しくは募集要項をご確認ください。

学費等補助制度概要

制度名	対象学年	世帯の年収の目安	支給基準（保護者全員の市民税と県民税の所得割額合算）	支給金額
高等学校等就学支援金	全学年	250万円未満	0円	月額 24,750円
		250万円以上 350万円未満	1円以上 85,500円未満	月額 19,800円
		350万円以上 590万円未満	85,500円以上 257,500円未満	月額 14,850円
		590万円以上 910万円未満	257,500円以上 507,000円未満	月額 9,900円
授業料減免事業	全学年	250万円未満	0円	月額 250円
		250万円以上 350万円未満	1円以上 85,500円未満	月額 5,200円
		350万円以上 400万円未満	85,500円以上 119,500円未満	月額 10,150円
		400万円以上 590万円未満	119,500円以上 257,500円未満	月額 150円
入学金軽減事業	1学年	350万円未満	0円以上 85,500円未満	年額 96,000円
		350万円以上 590万円未満	85,500円以上 257,500円未満	年額 48,000円
高校生等奨学給付金	全学年	250万円未満	生活保護	年額 52,600円
			非課税世帯で対象生徒が第一子の場合	年額 89,000円
			非課税世帯で15歳以上23歳未満の被扶養者がおり、対象生徒が第二子以降の場合	年額 138,000円
			非課税世帯で通信制高校に通っている生徒がいる場合	年額 138,000円

※1 上記の制度を受けるには申請が必要となります。

※2 上記の制度は、国と県の制度のため補助金額が突然変更になる場合もありますのでご注意ください。

※3 上記年収は、両親の一方がサラリーマンとして勤務し、高校生1人、中学生1人の世帯のシミュレーションです。

※4 家庭状況により認定基準は異なりますので、支給金額は目安としてお考えください。